

秋田県胃がん検診実施要領（案）

1 目的

胃がんによる死亡は、我が県におけるがん死亡の中でも上位を占め、これを早期に発見し、早期に治療することは、がんの予防対策上、重要な課題である。

このため、胃がんについての正しい知識の普及を図り、胃がん検診を積極的に推進し、もって住民の健康水準の向上に寄与するものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は市町村とする。

3 対象者

検診の対象者は、50歳以上の住民とする。

ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。

4 実施方式

主として、検診車による集団検診方式により行い、実施体系は別添フローチャートによるものとする。

5 実施回数

同一人について2年に1回行うものとする。

ただし、当分の間、胃部エックス線検査に関しては年1回実施しても差し支えない。

なお、放射線被曝線量の見地から妊娠を望む者又は妊娠中の者は、受診させないものとする。

6 検診計画の策定

市町村は、次の事項に十分配慮して検診の実施方法、時期、受託検診実施機関等の具体的な計画を策定するものとする。

(1) 現状の把握

市町村は、過去の検診結果、胃がんの発症及び死亡状況等、疫学的動向の分析評価、或いは、住民のがん予防に対する意識等について、所管保健所、郡市医師会等の専門的意見をあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 対象者の把握等

市町村は、過去の胃がん検診結果を踏まえながら、的確な対象者の把握に努めるものとする。

また、検診未受診者に進行がんの発見が多いことから、未受診者に対する受診勧奨等を積極的に行うとともに、長期未受診者の解消に努めるものとする。

(3) 検診従事者の確保等

市町村は、胃がん検診の実施にあたっては、検診従事者の確保等について、検診実施機関等と十分協議するものとする。

(4) 連絡調整

市町村は、関係機関等と有機的な連携を図り、受診率の向上に努めるものとする。

市町村は、検診実施機関等と実施日程等について連絡調整を行い、検診の計画的、効率的な運営に努めるものとする。

7 啓発活動及び周知徹底

市町村は、検診が単に胃がんの早期発見のみならず、胃がんに対する正しい知識の啓発普及の場であることに留意し、健康教育の実施によりこの趣旨の徹底に努めるとともに、広報等を通じて検診の意義、場所、方法等についてあらかじめ周知徹底を図った上、住民の自主的参加を促すものとする。

8 検診の準備

(1) 検診の準備

市町村は、事前に受付、問診介助等、検診に従事する者の任務等について検診機関等と十分に打合わせ、検診が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

また、胃がん検診受診票（様式例 1 又は様式例 1－2）、胃がん一次検診連名台帳（様式例 2）及び胃がん二次検診連名台帳（様式例 3）を準備する。

(2) 検診の通知

市町村は、広報等を通じて検診に関する注意事項を事前に周知するとともに、対象者に対してハガキ等による個別通知を行うなど、受診意識の喚起に努めるものとする。

また、この場合において健康手帳の活用が図られるよう配慮するものとする。

9 検診の方法

検診項目は問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部内視鏡検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとする。

(1) 問診

胃がん検診受診票を用いて保健師等が全受診者に対して行うものとする。

(2) ①胃部エックス線検査

ア 胃部エックス線撮影は、原則として間接撮影、デジタル撮影によるものとする。

イ 撮影方法及び撮影体位については、日本消化器がん検診学会発行の「新・胃 X

線撮影法ガイドライン」の対策型検診撮影法によるものとする。

ウ 撮影装置は、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。

エ 撮影枚数は、最低8枚とする。

オ 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意する。

カ 検診実施後のフィルムの現象等の処理は原則として検診当日に行うものとする。

キ 検診フィルム及びモニターの読影は、原則として十分な経験を有する2人以上の医師のダブルチェック方式によるものとする。（日本消化器がん検診学会の認定医を含むことが望ましい。）

ク デジタル撮影の読影は、レーザー・イメージャーによるハードコピーか、1Mの撮影装置では1M以上の画素数のディスプレイを、4Mの撮影装置では3M以上の画素数のディスプレイを用いることが望ましい。

②胃内視鏡検査

胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」を参考とすること。

10 結果の通知及び指示

(1) 検診結果の通知

ア 検診実施機関は、検診結果に基づき一次検診連名台帳（様式例2）を作成し、受診票を添付して市町村に送付する。

また、二次検診連名台帳（様式例3）を作成し、市町村に送付するものとする。

イ 検診実施機関は、受診者に胃がん検診結果通知書（様式例4）により市町村を通じ結果を通知するものとする。

ウ 市町村は、検診実施機関からの成績表に基づき「異常なし」の者についても検診結果通知の際十分な指導がなされるよう配慮するものとする。

(2) 精密検査該当者の指導

市町村は、精密検査を必要とする者については、検診機関からの親展文書の取り扱いに注意し、直接保健師が訪問するなど秘密の保持に配慮のうえ、結果通知書、胃がん検診精検依頼書（様式例5）とともに医療機関で速やかに受診するよう指導するものとする。

なお、精密検査は、消化器、特に胃疾患に関する広い知識及び診断技術を有する専門医によることが望ましい。

(3) 検診実施機関は、「胃集検発見胃がん患者個票（様式例6）」を作成し、要精検報告書に基づき要治療者について、一次検診結果等関係事項を記入し、返信用封筒を添えて治療施設に届ける。

治療施設においては担当医が、「胃集検発見胃がん患者個票」に必要事項を記入し、
検診実施機関あてに返送するものとする。

11 事後管理

- (1) 精密検査を実施した医療機関は、速やかに所定事項を記入し、検診実施機関へ返送するものとする。
- (2) 市町村は、有所見者に対し必要な事後指導を行うよう努めるものとする。
- (3) 検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。

12 検診結果報告

検診実施機関は、当該年度の胃がん検診の実施結果を取りまとめ、胃がん検診集計表（様式例7）により、翌々年度の6月30日まで県健康福祉部健康推進課がん対策室及び秋田県医師会消化器がん検診中央委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年 3月14日から施行する。

附 則

平成19年 4月 5日から施行する。

附 則

平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

平成29年 4月 1日から施行する。